

平成 2 8 年 第 8 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 2 8 年 1 0 月 7 日

日	時	平成 2 8 年 1 0 月 7 日 (金)
		午前 9 時
場	所	三種町役場 第 3 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 報告第 2 0 号 能代地区土地改良区総代選挙第 6 選挙区の当選人について
 - 報告第 2 1 号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第 2 2 号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第 4 1 号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について
 - 議案第 4 2 号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について
- 4 その他

報告第 2 0 号

能代地区土地改良区総代選挙第 6 選挙区の当選人について

平成 2 8 年 1 0 月 4 日執行の能代地区土地改良区総代選挙第 6 選挙区において当選した者の氏名及び住所は次のとおりである。

平成 2 8 年 1 0 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

氏 名	住 所
畠山 政広	三種町豊岡金田字金光寺 1 0 8 番地 1
中田 孝	三種町豊岡金田字和田 1 8 8 番地 2
中田 誠	三種町外岡字黒瀬 1 8 4 番地 4
鈴木 一幸	三種町外岡字黒瀬 8 0 番地
田村 利喜男	三種町志戸橋字藤木台 2 3 番地
志戸田 武夫	三種町豊岡金田字田ノ沢 1 6 9 番地 2
神田 日出夫	三種町豊岡金田字豊岡 1 9 9 番地 5
内藤 美智儀	三種町外岡字羽立 6 0 番地
石井 克己	三種町志戸橋字高田 4 0 番地 1
児玉 雄一	三種町志戸橋字割道 3 0 4 番地
舘岡 義実	三種町豊岡金田字ぐみ沢 3 8 番地 1
袴田 勝実	三種町志戸橋字高田 4 5 番地
山田 金一	三種町外岡字外岡南 1 4 8 番地

報告第 2 1 号

裁判員候補者の予定者の選定について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 2 1 条第 1 項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

平成 2 8 年 1 0 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 選定人数 2 2 人

2 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第 2 2 号

検察審査員候補者の予定者の選定について

検察審査会法第 1 0 条第 1 項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

平成 2 8 年 1 0 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 選定人数 8 4 人

2 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

(報告第 2 1 号・2 2 号関連資料)

裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について

1 制度の概要

(1) 裁判員制度

選挙権を有する国民の中から選任された裁判員が、**裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度**（傷害致死、殺人、放火、誘拐など重大犯罪）

(2) 検察審査員制度

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた検察審査員が、**検察官が被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったことの当否を審査する制度**

2 資格等

(1) 裁判員

衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定（1 事件につき裁判員 6 人と補充員）**※当分の間、年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満の者は不可**

※欠格事由

- ①義務教育を終了しない者
- ②禁錮以上の刑に処せられた者
- ③心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
- ④国家公務員法第 3 8 条の規定に該当する者（成年被後見人等）

(2) 検察審査員

検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定（1 1 人）**※当分の間、年齢満 1 8 年以上満 2 0 年未満の者は不可**

※欠格事由

- ①義務教育を終了しない者
- ②1 年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

3 候補者予定者名簿の調製

裁判員及び検察審査員は、「衆議院議員選挙の選挙権を有する者の中からくじで選定」することとなっており、それぞれの「候補者予定者」の**名簿調製は市町村選挙管理委員会が行う**こととなっている。

(1) 候補者予定者の員数（平成28年度）

各候補者予定者の員数は、毎年9月1日までに、秋田地方裁判所及び能代検察審査会より通知される。

①裁判員候補者予定者 22人

②検察審査員候補者予定者 84人（H27比▲1人）

第1群：21人、第2群：21人、第3群：21人、第4群：21人

(2) くじの方法

9月2日定時登録後の選挙人名簿に基づき、最高裁判所から提供された「名簿調製支援プログラム」を使用し行う。

(3) 候補者予定者名簿（磁気ディスク）の提出

提出期限 9月末

提出先 裁判員候補者予定者 秋田地方裁判所

検察審査員候補者予定者 秋田検察審査会

4 候補者予定者の取扱い

(1) 裁判員候補者予定者

県内の各市町村で選定した裁判員候補者予定者は、**翌年の1月1日から12月31日まで1年間、秋田地方裁判所の「裁判員候補者名簿」に登録**され、裁判員裁判の対象となる凶悪事件等が発生した場合に、1事件につき裁判員6人と補充裁判員が、候補者名簿の中からくじで選任される。

(2) 検察審査員候補者予定者

能代検察審査会の管轄区域内（能代市、三種町、八峰町、藤里町）で各群100人ずつ計400人候補者予定者が選定される。この中から検察審査会がくじで各群審査員5又は6人、補充員5又は6人を選任する。

第1群 任期： 2月1日～ 7月31日 審査員・補充員各 5人ずつ

第2群 任期： 5月1日～10月31日 〃 6人ずつ

第3群 任期： 8月1日～ 1月31日 〃 5人ずつ

第4群 任期： 11月1日～ 4月30日 〃 6人ずつ

(参考) 辞退事由

1 裁判員（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条）

- ① 年齢70年以上の者
- ② 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）
- ③ 学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学）
- ④ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者、過去3年以内に選任予定裁判員であった者、過去1年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者
- ⑤ 過去5年以内に検察審査員又は補充員の職にあった者
- ⑥ 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者
 - ア 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
 - イ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - ウ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。
 - エ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

2 検察審査員（検察審査会法第8条）

- ① 年齢70年以上の者
- ② 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- ③ 前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員
- ④ 学生及び生徒
- ⑤ 過去5年以内に検察審査員又は補充員の職にあった者
- ⑥ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者、過去3年以内に選任予定裁判員であった者、過去1年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者
- ⑦ 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

議案第 4 1 号

秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について

漁業法第 8 9 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 9 月 1 日現在において調査した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を別紙のとおり調製する。

平成 2 8 年 1 0 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

(議案第 4 1 号関連資料)

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について

「漁業調整委員会」は、漁業法に基づき都道府県ごとに設置される知事の諮問機関で、漁業権の免許や漁業調整規則の改廃など、漁業全般の諸問題について協議を行う行政委員会である。

海区漁業調整委員会の構成は、漁業法で定数が規定されており、定数 10 人のうち 6 人が公選により選ばれ、任期は 4 年となる（選挙は、公選法適用）。

この選挙権を有する者の確認を目的とする「海区漁業調整委員会選挙人名簿」は、海区に沿う市町村の選挙管理委員会が、原則として、選挙権を有する者からの申請に基づき、毎年 9 月 1 日現在で選挙権を調査し、調製することとなっている（漁業法第 89 条第 1 項）。

1 選挙権及び被選挙権（法第 86 条第 1 項）

- ① 漁業者又は漁業従事者であること。
- ② その海区に沿う市町村に、住所又は事業場を有すること。
- ③ 1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み又はこれに従事すること。

※欠格者（法第 87 条第 1 項：**18 歳未満**、収監中の者等）

2 法令の規定に見る選挙人名簿調製の流れ

- ① 選挙権を有する者は、毎年 9 月 1 日現在により同月 5 日までに、選挙人名簿調製のための申請書を、市町村の選挙管理委員会に提出する（令第 5 条第 1 項）。

※「申告調製名簿」であるが、本人からの申請がないときに補充的に職権登録が認められている（法第 89 条第 2 項）。

- ② 市町村の選挙管理委員会は、有権者本人からの申請に基づき、**毎年 9 月 1 日現在でその者が選挙権を有するか否かを調査し、選挙人名簿を調製**する（法第 89 条第 1 項）。

- ③ **選挙人名簿は、毎年 10 月 15 日までに調製**しなければならない（令第 5 条第 2 項）。

- ④ 市町村の選挙管理委員会は、毎年１０月１５日までに調製した選挙人名簿を、**毎年１０月２０日から１１月３日までの間、町役場等において、縦覧**に供さなければならない（準用公選法第２３条第１項）。
- ⑤ 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前３日までに、すなわち１０月１７日までに、縦覧の場所を告示しなければならない（準用公選法第２３条第２項）。
- ⑥ **選挙人名簿は、法定期間縦覧に供した後、１２月５日に確定**する（法第８９条第５項）。そして、次の年の１２月４日まで１年間据え置かれる（同条第６項本文）。すなわち、選挙人名簿は、その期間中効力を有し、当該選挙人名簿はこの期間内に行われる海区漁業調整委員会委員の選挙に用いられることとなる。
- ⑦ 名簿確定後に、死亡、転出等があった場合は、市町村の選挙管理委員会は、直ちに選挙人名簿の修正・表示をしなければならない（法第８９条第６項ただし書、第７項）。

※登録人数の推移

平成１８年度	７６人
平成１９年度	６６人
平成２０年度	６２人
平成２１年度	５９人
平成２２年度	５７人
平成２３年度	５５人
平成２４年度	５１人
平成２５年度	４７人
平成２６年度	４８人
平成２７年度	４５人
平成２８年度	４９人

議案第 4 2 号

秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法第 2 3 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 9 月 1 日現在で調整した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所を次のとおり定める。

平成 2 8 年 1 0 月 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

縦覧の場所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

縦覧期間 平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日から 1 1 月 3 日まで

【今後の日程について】

1 2 月 2 日（金） 第 9 回選挙管理委員会（定時登録・浜口土改総代選挙）
午前 9 時 三種町役場 第 3 会議室

5 日（月） 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿確定

1 4 日（水） 浜口土地改良区総代選挙 告示日

2 1 日（水） 浜口土地改良区総代選挙 投開票日

3 月 2 日（木） 第 1 回選挙管理委員会（定時登録・知事選）
午後 1 時 3 0 分 三種町役場 第 2 会議室

2 2 日（水） 第 2 回選挙管理委員会（選挙時登録）
午前 9 時 三種町役場 第 2 会議室

2 3 日（木） 秋田県知事選挙 告示日

3 月 2 4 日（金）～ 4 月 8 日（土）

期日前投票・不在者投票

4 月 8 日（土） 第 3 回選挙管理委員会（抹消登録、他）
午前 1 0 時 三種町役場 第 2 会議室

9 日（日） 秋田県知事選挙 投開票日